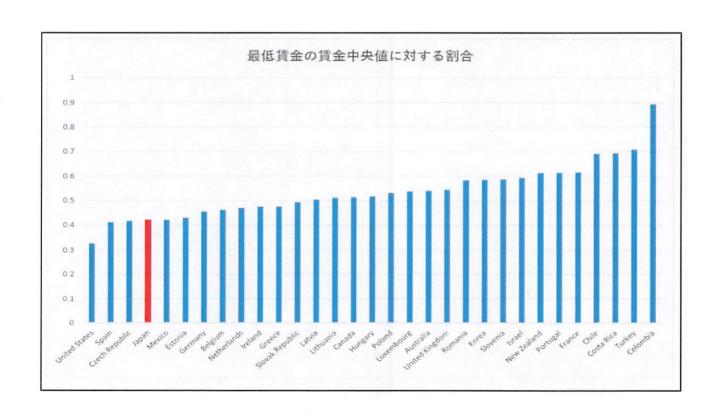
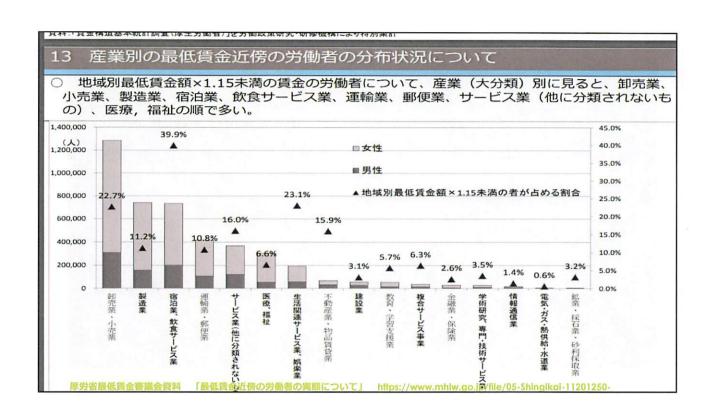


2025年5月22日 衆議院第1議員会館 地域別最低賃金の引き上げと全国一律にむけて ~なぜ、徳島で大幅引き上げが実現できたのか~ 弁護士 中 村 和 雄





わが国の最低賃金制度の運用

地域別最低賃金

中央最低賃金審議会と都道府県最低賃金制度審議会 A~Cのランクごとの引き上げ目安額

最高(東京) 1163円(2024年10月) 最低(秋田) 951円(2024年10月) 格差 212円 地方の人材流出へ

產業別最低賃金

実施数はごく少数 地域別最低賃金の引き上げによって減少

2020年最賃改定状況

0円 7地域 1円 17地域 2円 14地域 3円 9地域

2021年最賃改定状況

中賃目安はA~Dすべての地域で28円

28円 7地域 29円 17地域 30円 14地域 31円 9地域

2022年改定状況

・中央最賃の目安額は A·B地域31円 C·D地域30円

A地域31円

B地域32円が3地域

C地域31円が4地域

34円が1地域

D地域31円が2地域

32円が8地域

33円が4地域

2023年改定状況

・中央最賃の目安額 3ランクに変更

A地域41円 B地域40円 C地域39円

・ 各地方最賃の決定額は

24地域が目安額を上回る 1円 ~ 7円

2024年改定状況

・中央最賃の目安額

AないしC地域 一律 50円

・各地方最賃の決定額は

27地域が目安額を上回る 1円 ~ 34円(徳島)

なぜ 徳島で大幅引き上げが実現できたのか

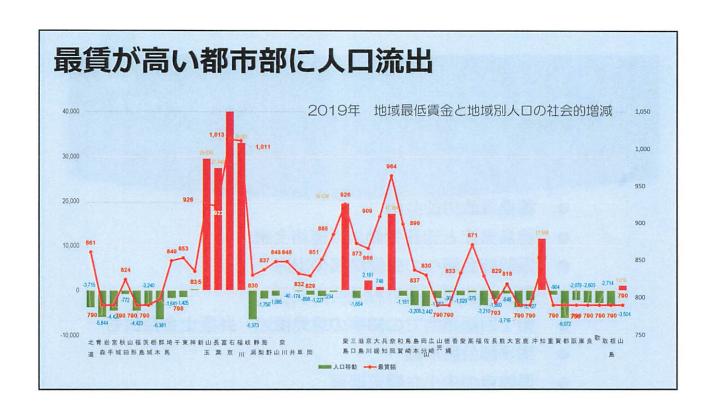
- 徳島県政労使会議
- 徳島県庁と徳島労働局の連絡会議
- 県幹部会議への労働局長の出席
- 議会の決議 市町村長会の支援
- 第1回審議会での知事の意見陳述 弁護士会会長も
- 議事録公開前進
- 県独自の中小企業支援策

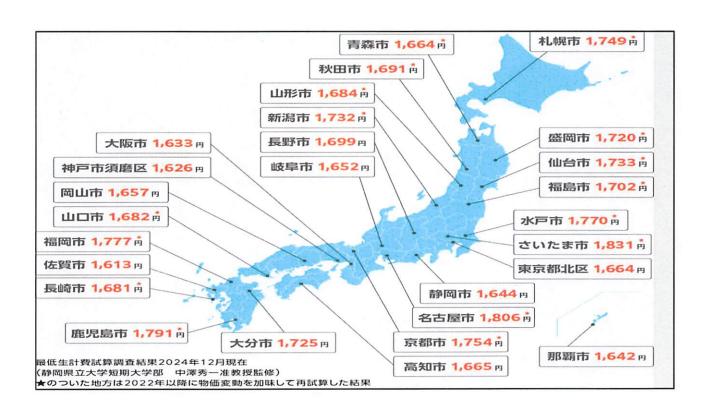
日本の地域別最低賃金制度の改革が必要

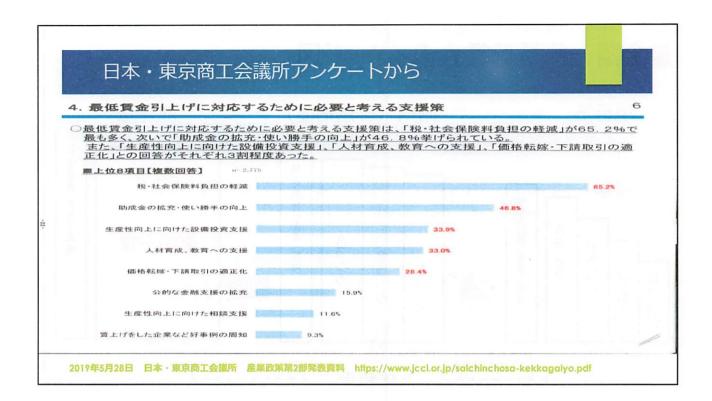
現行目安制度(A~C方式)の問題地域間格差の拡大温存 東京と地方 時給212円の格差 労働力の流出地方経済衰退の原因

最低生計費は全国的に格差がない 全国一律制度実現へ 世界各国の状況

中小零細企業支援







中小企業支援政策

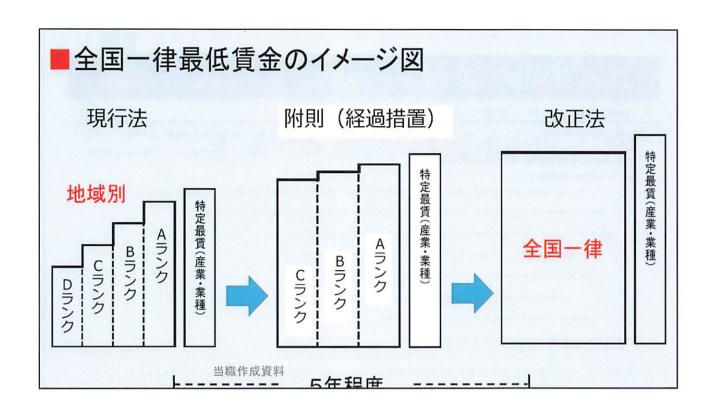
■ 中小企業支援策の充実

現行の「業務改善助成金」は極めて不十分 社会保険料の減免・消費税の減免・・・・

労働総研試算 4兆7751億円

■財源

公的資金投入 経済のあり方を作り直すことへの市民の理解 巨大企業の内部留保額が拡大傾向





日弁連最賃問題徳島調査報告の概要

中村和雄

■ 調査日と調査対象

2025年2月27日、28日

徳島県(後藤田知事含む)・徳島労連・徳島労働局・徳島県中小企業家同友会

■ 徳島県の特長

20~24歳及び25~34歳の世代の転出者が多い

特に22歳女性が就職を機に転出することが多い

経済規模は全国43位(2020年度)

一人当たり県民所得は全国9位

第2次産業の比率が高い36.3パーセント(全国25.8パーセント)

しかも10年間で20.6パーセント増加

主な要因は化学が2011年から2020年度にかけて19.3パーセント増加 日亜化学の影響大

現在徳島県で生まれる子の10パーセントが同社の子

日亜化学以外の企業を全部加算しても日亜化学の売り上げのほうが大きい

日亜化学の9000人の社員のうち8000人が徳島県内に在住

■ 調査から判明した事実の概要

1 今回の大幅引き上げの契機

2023年の引き上げ額は目安額40円にプラス1円の41円の引き上げとなり改定額896円 全国下から2番目となり危機感広がる 早出しを反省

2 後藤田知事の動き

2024.1 新年の各例会で経済団体の方へ持続可能な徳島ビジョンを語った。

2024.1以降

徳島雇用政策協議会(地方版政労使会議)に知事自ら出席 以後の2回を含め3回とも出席

政労使会議の主催が労働局単独から県と労働局の共済へ

6月の会議には地方最低賃金審議会会長がオブザーバー参加

その後 徳島県庁と徳島労働局は、事務方レベルで月1回の連絡会議 を開催

> 労働局長が県庁の幹部会議(月1回)に毎回出席(2012 頃から)

> > - 1 -

9

審議会委員に対して県の部長ら職員が訪問し説明 議会の決議 市町村長会の支援

第1回審議会 知事の意見陳述 弁護士会会長も意見陳述 引き上げの根拠 1人当たり県民所得からすると滋賀や三重が比較対象 いずれも1000円を超えている。

.

- 8.29 第5回専門部会で決着
- 3 議事録公開について 専門部会についても議事要旨が公開されることになった。 今回の審議の委員の行動に影響があったのではないかとの意見有。
- 4 県の支援策
 - ① 業務改善助成金の上乗せ
 - ② 社会保険労務士への報酬費用補助
 - ③ 賃上げ支援事業
- 5 県の経営・雇用状況の変化について 現在のところ統計上大きな変化はない。 経営者団体からは、1000円を超えた時の影響を心配する意見
- 5 後藤田知事の政策方針

中小零細企業中心の産業構造を変える必要 小規模事業者が多すぎるので重層下請け構造となる M&Aの推進

「日本はこれから約3割の人口が減る。労働者も減る。そのなかでたたか うためには、海外に出て行くしかない、全国に出て行くしかない。」

6 全国一律制について

当面はブロック制で、

関西広域連合8府県4政令指定都市の中での一律から

全国一律最低賃金制度確立の必要性

中村和雄(弁護士)

28

最低賃金制度の発足

設定され、すべての労働者に最低賃金の適用が及ぶこ 現在の「審議会方式」により決定されることとなりま その後1968年の最低賃金法の一部改正によって、 とになりました。 した。1976年には全都道府県に地域別最低賃金が わが国では、 1959年に最低賃金法が制定され、

定最低賃金」(産業別最低賃金)によって構成され、 者に適用される最低賃金である「地域別最低賃金」 原則となるのは地域別最低賃金です。 現行の最低賃金制度は、当該都道府県の全ての労働 一定の事業または職業に係る最低賃金である「特

を考慮して定められなければならない」とされていま 者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力 現行法上、地域別最低賃金は、「地域における労働 近年の就業形態の多様化、 低賃金労働者の増大と

> ネットとしていっそう機能することが求められるよう いった環境変化の中で、 になっています。 最低賃金制度が、セーフティ

2 目安制度の導入

各地の地方最低賃金審議会は、この答申を参考とし ランクごとの引上額の目安を毎年7月下旬に答申し、 提出を受け、1978年以降、中央最低賃金審議会 審議未了・廃案となったのですが、同法案の国会への 改正案を国会に提出しました。同法案自体は最終的に て、全国一律最低賃金制度の導入を含む最低賃金法の をなすものとして、中央で決定すべき」であるとし 労働条件に関するナショナル・ミニマムの重要な一環 本共産党、公明党、民社党)は、「本来、最低賃金は、 1975年3月、 地域別最低賃金の額を答申するという方式になり 全都道府県をA~Dの4つのランクに分けて、 当時の野党4党(日本社会党、

と呼ばれています。 ました。以上のような事実上の枠組みは、「目安制度」

3 最低賃金近傍労働者の増加

招きました。非正規労働者は2023年現在2124 万人となり、全労働者の3・1%を占めるに至ってい 型グループ」に属する非正規雇用労働者を増大させま 定し、「高度専門能力活用型グループ」や「雇用柔軟 (ネガティブリスト化) により、派遣労働者の増大を た「新時代の『日本的経営』」は内部労働市場を3極 けてきました。そして、日経連が1995年に策定し で賃上げは不可能」と表明し、賃上げに抵抗を示し続 昇していく中、わが国の平均賃金額は1996年をピ 年比マイナスとなりました。OECD各国の賃金が上 は、前年から0・2%の減少となり、3年連続での前 給与総額(事業所規模5人以上)での実質賃金指数 勤労統計調査2024年分結果速報」によると、現金 は1996年に「日本の賃金水準は世界トップクラス した。さらに、1999年の派遣労働の原則自由化 クに減少し続けています。日経連(現在は経団連) 厚生労働省が2025年2月5日に発表した「毎月 正社員は「長期蓄積能力活用型グループ」に限

> ます。非正規労働者の賃金額は低く、最低賃金近傍労 ECD加盟38カ国中21位まで転落しています。 大きく影響し、1人当たりGDP(国内総生産)はO の減少がもたらす個人消費の低迷が生産性の数値にも 働者が多数を占めています。わが国の労働者の賃金額

中央最低賃金審議会の決定

申しました。とりわけ、徳島県は目安額を3円上回る とであり、もう一つは全地域一律であることです。 してこれまでで最多の27県が目安額を上回る金額を答 の提示目安額の特徴の一つは額が過去最高額であるこ 域において50円の引き上げを目安額としました。今回 域別最低賃金引き上げ目安額を示し、全国すべての地 8円の引き上げとなりました。 これに対し、各地の審議会は、B・C地域を中心と 2024年7月、中央最低賃金審議会は24年度の地

5 徳島ではなぜ大幅引き上げができたのか

賃金の審議を前にして、知事および県議会各派から最 低賃金引き上げに向けた強い要請がありました。 スト2位となりました。2024年度の地域別最低 2023年度の徳島県の地域別最低賃金は、全国ワ 20

物価高! 今こそ最低賃金大幅アップを

都道府県名	ランク	目安額	答申され	た改定額	引き上げ額	目安差額
北海道	В	50	1010	(960)	50	0
青春	С	50	953	(898)	55	5
岩手	С	50	952	(893)	59	9
宫城	В	50	973	(923)	50	0
秋田	С	50	951	(897)	54	4
山形	С	50	955	(900)	55	5
福島	В	50	955	(900)	55	5
茨 城	8	50	1005	(953)	52	2
栃木	В	50	1004	(954)	50	0
群馬	В	50	985	(935)	50	0
地 玉	Α	50	1078	(1028)	50	0
千 葉	A	50	1076	(1026)	50	0
東京	Α	50	1163	(1113)	50	0
神奈川	A	50	1162	(1112)	50	0
新潟	В	50	985	(931)	54	4
富山	В	50	998	(948)	50	0
石川	В	50	984	(933)	51	1
福井	В	50	984	(931)	53	3
山梨	В	50	988	(938)	50	0
長野	В	50	998	(948)	50	0
坡 阜	В	50	1001	(950)	- 51	1
静图	В	50	1034	(984)	50	0
愛 知	A	50	1077	(1027)	50	0
三重	В	50	1023	(973)	50	0
滋賀	B	50	1017	(967)	50	0
京都	В	50	1058	(1008)	50	0
大 阪	A	50	1114	(1064)	50	0

1052 (1001)

(936)

(929)

(900)

(904)

(932)

(970)

(928)

(896)

(918)

(897)

(897)

(941)

(900)

(898)

(898)

986

980

957

962

982

1020

979

980

970

956

952

992

956.

953

952

50

50

50

50

50

50

50

50

50

50

В

В

C

В

В

В

В

В 50

В 50

В 50

C 50

В 50

C 50

С

C

兵庫

奈 良

和歌山

息 取

島思

国山

匹 島

ш□

徳 島

香川

愛 媛

高知

福岡

佐賀

題 畴

燕本

51

50

51

57

58

50

50

51

84

52

59

55

51

56

55

54

1

0

1

8

0

0

1

34

2

9

5

1

6

5

4

る国は、わが国の他には、国土が広大で労働力の地域 的な改革が必要です。地域別の最低賃金を導入してい 題と考えられているからです。 けています。 賃金が低い地域の地方経済の停滞と過疎化に拍車をか から高い地域への労働力人口の移動をもたらし、 存)。最低賃金の地域間格差は、最低賃金の低い地域 だけです 間移動が困難な国であるカナダ、中国、インドネシア 現状の多額の地域間格差を是正するためには、 (アメリカ合衆国は連邦最賃と州最賃が併 最低生計費の地域間格差が認められない

> ことが明らかになっている以上、全国一律最低賃金制 その際には、とりわけ地方の中小零細企業に対す 社会保険料の減免措置や人件費・原材料費の価格

進めていきましょう。 経営者団体を含む幅広い団体・市民が結集した運動を

C 954 (899) 55 5 大 分 50 宮崎 C 50 952 (897)55 5 56 鹿児島 С 50 953 (897)6 С 50 952 (896) 56 6 沖 掩 全国加重平均 1055 (1004) 51 (注) 括弧書きは、改定前の地域別最低賃金額 : 労働政策研究・研修機構『ビジネス・レーバー・トレンド』 2024年10月号 [2024年度の地域別最低賃金の 答申状况」

低賃金制度の実現に向けて、労働関係団体と中小企業 る経営維持のための充実した支援策の実行が必要で 度実現に向けて整備していくことが求められていま 転嫁の実効的な確保措置などが考えられます。 充実した中小企業支援策とセットによる全国一

31 学習の友 2025.6

連続してプラスとなっていました。 質賃金が前年比マイナスを連続する中で、 数の中小企業が倒産したなどということも無く、これ までとほぼ同様の状況にありました。また、 内の雇用情勢に大きな変動は認められていません。 徳島県では 全国の実 多

6 全国一律最低賃金制度へ向けて

長がオブザーバー参加しています。

なりました。

含め3回とも知事が出席しています。また、この会議 政労使会議)に知事自ら出席し、以後の2回の会議を

24年1月に開催された徳島雇用政策協議会(地方版

の主催者も労働局単独から県と労働局の共催に変更と

6月の会議には、地方最低賃金審議会会

者への支援の課題は、最低賃金額決定自体とは別の問 活保障のためのものであり、事業者の支払能力や事業 修)によれば、最低生計費の額は全国的に大きな差異 はされていません。最低賃金制度は、労働者の最低生 がないことが確認されています。国際的には一般的に している労働者の最低生計費調査(中澤秀一准教授監 地域は2・2パーセント、 ば、2024年の賃金上昇率は、産業計・男女計でA 支払能力の3要素を考慮して決定することになってい 「事業の賃金支払能力」は最低賃金算定の判断要素と なっており、 目安額制度はもはや機能していないことが明らかと 地域における労働者の生計費、賃金、事業の賃金 C地域は2・7パーセントでした。全労連が実施 中央最低賃金審議会に示された統計資料によれ 抜本的改革が必要です。 B地域は2・4パーセン 地域別最低賃金

鑑み大幅引上げが可能であることを強調しました。

の三重県や滋賀県が1000円を超えていることに

一人あたり県民所得は全国9位です。同じレベ

徳島県地方最低賃金審議会は慎重な審議が重ねら

ようやく9月19日の第6回審議会で賛成5、反対

最低賃金法25条6項に基づき意見陳述を行っていま

徳島県の経営規模は全国43位(2020年度)

で

1回開催)にも労働局長が毎回出席しています。

地方最低賃金審議会の第1回期日において、

知事は

•回の連絡会議を開催しており、県庁の幹部会議

徳島県庁と徳島労働局は、

事務方レベルで月

肎

額を3円上回る8円、

9%を超える引上げですが、

経過やその後の影響について調査してきました。 島県庁や労働局、労使の団体を訪問し今回の引上げの

目安

4の多数決で正式に決定されました。

日本弁護士連合会は、今年の2月27日と28日に、

2024 年度の地域別最低賃金の全国一覧

		5 (1004)	뎘	1-1	金四加重平均	il L
Ė		(896)	952	8	^	E I
		(897)	953	8	٥	S3 1
		(897)	952	50	٥	Dd Bi
		(899)	954	50	٠	٠.١
		(898)	952	50	n	1
-		(898)	953	50	٦	加基
		(000)	956	50	٦	
		(941)	992	50	B	出題
		(897)	952	50	n	
	59	(897)	956	50	-	隐藏
	52	(918)	970	50	8	
	84	(896)	980	50	B	GE 65
ì	51	(928)	979	50	8	
1	Г	(970)	1020	50	В	EE 23
	50	(932)	982	50	В	E
-	58	(904)	962	50	В	
ľ	57	(900)	957	50	C	四段
ľ	Г	(929)	980	50	8	#080th
	Г	(936)	986	50	В	景良
		(1001)	1052	50	8	本
	50	(1064)	1114	50	>	大器
		(1008)	1058	93	В	
		(967)	1017	05	В	田田
		(973)	1023	90	В	
		(1027)	1077	50	>	
- 1	٦	(984)	1034	50	В	
- 1	15	(950)	1001	50	В	科
- 1	S	(948)	998	50	<u>-</u>	
ı	50	(938)	988	98	В	
	53	(931)	984	Ş	-	- 1
	51	(933)	984	S	B	- 1
	š	(948)	998	50	В	
	54	(1E6)	985	05	В	景道
		(1112)	1162	90	>	43
		(1113)	1163	50	>	超级
	50	(1026)	1076	50	A	٠,
	50	(1028)	1078	50	>	
	50	(935)	586	50	8	報調
	50	(954)	1004	50	8	棉米
ı	52	(953)	1005	50	В	拟斑
	55	(900)	955	50	8	
	55	(900)	955	50	C	思
l	5 2	(897)	951	50	ا 5	\$\$ H
	05	(923)	278	S 0	8	时鼓
	65	(893)	952	50	ი	做件
	55	(898)	ES6	50	n	胡
	50		1010	50	<u>-</u>	_
盟	既が不幸		各申された改定額	田安都	570	郡进商県名

(注) 括弧母では、改定前の地域別最低資金額 資料:労働政策研究・研修機構 「ビジネス・レーバー・トレン ドJ 2024年10月号 「2024年度の地域別最低資金の 答申状況」